

2017（平成 29）年度 手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師
リーダー養成研修会 実施要項

1. 目的

- (1) 2013（平成 25）年 4 月から実施されている障害者総合支援法において、手話通訳者等コミュニケーション支援従事者の養成事業は、都道府県及び市町村の必須事業となり、養成講習会開催回数の増加が見込まれ養成担当講師の不足が懸念されています。従って、全国レベルでの養成講師研修に加え、都道府県単位できめの細かい講師養成及び養成講習会等への適切なアドバイスができる講師のリーダーを養成することを目的に本事業を実施します。
- (2) 2013 年度に改訂された手話奉仕員養成テキストおよび 2016 年度に改訂された手話通訳者養成テキスト『手話通訳Ⅲ—ホップステップジャンプ—』の内容を中心とした研修を通じて、各都道府県講師団を指導できるリーダー養成を行います。

2. 実施主体 社会福祉法人全国手話研修センター

3. 対象者

【手話通訳者養成】

下記（1）～（5）のいずれかに当てはまる方で、通訳者養成講座の指導経験（手話通訳Ⅱ以上）がある方。

- (1) 厚生労働省委託事業である手話通訳者養成担当講師連続講座を修了した方及びそれに準ずる方。
- (2) 市町村又は都道府県において手話通訳者養成事業を受託している事業所若しくは団体において（1）に準ずる能力があると判断され、事業所若しくは団体から推薦される方。
- (3) 都道府県知事、政令指定都市市長の推薦のある方。
- (4) その他、講習会主催団体において適切と認められた方。
- (5) 2013 年度～2016 年度手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修会を受講された方。

【手話奉仕員養成】

下記（1）～（5）のいずれかに当てはまる方で、入門講座および基礎講座の指導経験がある方。

- (1) 厚生労働省委託事業である手話奉仕員養成担当講師連続講座を修了した方及びそれに準ずる方。
- (2) 市町村又は都道府県において手話奉仕員養成事業を受託している事業所若しくは団体において（1）に準ずる能力があると判断され、事業所若しくは団体から推薦される方。
- (3) 都道府県知事、政令指定都市市長の推薦のある方。
- (4) その他、講習会主催団体において適切と認められた方。
- (5) 2013 年度～2016 年度手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修会を受講された方。

4. 開催方法、会場及び日時

【開催方法】

手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修及び手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修を連続実施とし、2泊3日の研修を基本とします。

会場等の関係で連続実施が困難な場合は、別々に実施する場合があります。

【会場及び日時】

一般財団法人全日本ろうあ連盟のブロック組織を単位に全国9ブロックで実施します。実施都道府県及び実施日時については、各ブロック組織と協議して決定します。

5. 定員

都道府県、政令指定都市を単位に下記により調整します。

- (1) 手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修 都道府県・政令指定都市 各4名
- (2) 手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修 都道府県・政令指定都市 各4名
- (3) 当該ブロックの日程に参加できない場合は、他ブロックに余裕がある場合、参加可能とします。
- (4) 上記の他、全日本ろうあ連盟該当ブロックと全国手話研修センターが協議して、参加人数を調整します。

6. 研修内容

詳細については、別途カリキュラムを定めます。

7. 修了条件

全課程に出席された方に修了証書を交付します。

8. 申込方法

研修参加者は、所定の申込用紙に記入し、各都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体に提出します。各都道府県加盟団体は、所定のとりまとめ用紙に記入し、個人申込書とともに全国手話研修センターに送付します。

9. 研修費用

別途、定めます。

10. 受講決定

受講決定後、全国手話研修センターから該当ブロック・加盟団体・受講者本人に通知します。